

新選憲法秘録

ワ 3

2876

4



3保7門
2876
4卷



新選憲法科録

辨状地方之部

本公事人全公事之別部

寺社之出入奉祈之先出方之事

寺社之修除之辨状地方之事

寺社之辨状地方之事

辨状地方之惣括之事

辨状地方之惣括之事

他支配他所管支配者之惣括之事

債金没入之辨状地方之事

金子傍証者之惣括之事

辨状地方之惣括之事

九 八 七 六 五 四 三 二 一

二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四
十三
十二
十一

十
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
廿一
廿二
廿三
廿四
廿五
廿六
廿七
廿八
廿九
三十

廿一
廿二
廿三
廿四
廿五
廿六
廿七
廿八
廿九
三十

廿一
廿二
廿三
廿四
廿五
廿六
廿七
廿八
廿九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

廿二

新拂女元在村中貸合三日月御方御出言在事

廿三

道中杖地方杖元別事

廿四

水戸御入寺上座込女系寺法事

廿五

延布事

廿六

水戸御入寺上座込女系寺法事

廿七

水戸御入寺上座込女系寺法事

廿八

寺院御入寺上座込女系寺法事

廿九

心持御入寺上座込女系寺法事

三十

御入寺上座込女系寺法事

三十一

寺法事

三十二

御入寺上座込女系寺法事

赤字名目見合

赤字名目見合

三十三

法人御入寺上座込女系寺法事

三十四

御入寺上座込女系寺法事

三十五

御入寺上座込女系寺法事

吟味物之掛事

三十六

吟味物之掛事

三十七

吟味物之掛事

三十八

吟味物之掛事

三十九

吟味物之掛事

四十

吟味物之掛事

四十一

吟味物之掛事

四十二

吟味物之掛事

八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八

社月出入寺内謝儀方事

寺流社人修験寺吟余之公方事

女房齋經寺之公出生男女之擧方事

丈夫女房と寺進公之取付女房經月取事

寺須押込之屋室日取遣事

福多進人之別紙之取事

福多進人之取進水之身勘當事

福多進人之頭淨土之取取場事

盜賊公之取方事

盜賊公之取方事

寺塔未代之取方事

十九

寺院公之取進水之身勘當事

二十

寺新田畑之取別事

廿一

穿北河之取取方事

廿二

私願入之取事

廿三

四取之取事

廿四

寺日之取入取事

廿五

自許之取取方事

廿六

寺後看之取取方事

廿七

寺之取之取取方事

廿八

石拂進取之取取方事

廿九

寺遠之取之取取方事

三十一

此皆身内事を病との事也

三十二

此科月並差出との事

三十三

此科令之方也

三十四

此方之科也

三十五

此書女吟余の事

三十六

此女古の事

三十七

此人との事也

三十八

此姓を代との事也

三十九

此之放也

四十

此科之付物也

四十一

此科之字也

四十二

此入里也

四十三

此書の懐也

四十四

此之居也

四十五

此之書也

四十六

此之書也

四十七

此之書也

四十八

此之書也

四十九

此之書也

五十

此之書也

五十一

此之書也

五十二

此之書也

五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二

本所蔵書部家之書中多見此事

赤子一七名見合

仍倒人此方之事

凡食此人之書見之何古也

東嶽山嶺之山形不若者多死於此方之事

赤子一七八名見合

上之方之國之事出入吟風之事

忍草之方之柳方之事

上之出入中若信信科法難用則令方出入之事

川瀬津之方中中央林障之事

田畑之數地山林之事入令限出入之事

上之田畑之事

上之地下之事人令組合普之事

六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三

寺院上之此是附地之事

助脚村之地上配他領之事修不之事

長服之方之事

竹葉一件之事

拾便之事

東嶽山嶺之事

上之方之家領之事

上之方之事

上之家人在方之事

上之方之事

修不之事

七十四

武家之事年々吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云
別之事

七十五

貸入金限出入裁許之事

七十六

地寄之放之事

七十七

寺社以吟吟事之事

七十八

材之家記之事

七十九

公家礼順在預込附淨出入之事

八十

縁多逃人軍金手禮之事

八十一

多持百姓名簿海林之統人之事

八十二

寺の出入吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

八十三

自派石領之事者、吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

八十四

材作事、海北第一台所交撤奉仍所上云

八十五

大坂系海河島播中、海北第一台所交撤奉仍所上云

八十六

出入裁用之事

八十七

吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

八十八

吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

八十九

海北系、吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

九十

吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

九十一

吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

九十二

吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

九十三

吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

海北系、吟在中、海北第一台所交撤奉仍所上云

一

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

二

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

三

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

四

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

五

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

六

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

七

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

八

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

九

寺社修驗又寺社支配使解出位事行不寺社配より寺社修

新選憲法秘録

○ 辨状地方之部

一 本公事令之部

● 本公事

修地 作性 買物 預令 給令 雜用令

店立 讓令 家賃 交令 引取令 取留令

法屋令 為替令 花見席 小作席 給物買運返

江林書入 家産書渡令 水之雇之令 盤在林并也協所

浪北引留 但宜初令之儀也 恒取借物之令 銀貸之類

都白利之令 人台之日取割

水之雇之令 文政五年三月十日之月限之令 符符一程

寺に於て法を授けりし事

石通代官の御所へ人より告げり及て寺に於て法を授けりし事
上寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事

二 寺に於て法を授けりし事

寺院に於て法を授けりし事
法文及て寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事

三 寺に於て法を授けりし事

寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事

寺院に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事
寺に於て法を授けりし事

四 寺に於て法を授けりし事

貸金簿出入年賦諸文全書ははる月々或は五箇月毎に抄り取月
定の負帳と種々帳本の諸文或は文庫全書に月毎の
之を添付する文帳と紙抄とありて年賦諸文抄と云
はるは之れに於て年賦諸文全書に於ては月毎に
年賦諸文全書に於ては月毎に或は何れに抄り取月毎の
此中形を以て月毎に年賦諸文全書に於ては月毎に

安永四年十二月十日付御書

八 一 金子信徳の為人病状又と海林とて諸人をたねむり出陣とて
いふ諸人のたねむり出陣とて海林中にあり

九 一 諸人をたねむり出陣とて海林中にあり
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と

金子信徳の海林中にありて金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と

十 一 欠落中は海林中にありて金子信徳は重なるたねむり出陣と

金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と

十一 目録とてありて金子信徳は重なるたねむり出陣と

金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と
金子信徳の家状とていふと金子信徳は重なるたねむり出陣と

五城に於ての出入事

三 一 許立の出入事

中人親赴船者、用許立とて、此の代に五城の各人、
此物を出たて、其の代に、其の代に、其の代に、
且、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
係、其の代に、其の代に、其の代に、其の代に、

三 一 仲の出入事

是、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
定、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
と、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、

ケ、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、

三 一 海林養子の出入事

此、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、

此、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
又、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
と、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
介、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、

三 一 用恩水提の出入事

此、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、
一、此の代に、其の代に、其の代に、其の代に、

今更に難儀存存を執りて撤去方と以て先上為難儀存存
と云ふ事一曰く内附の事なり

十二

一 国林の村有、如願寺交恵儀、此許状年出、此村方事
此村方此村社願、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事

寶曆五年九月百許定本一社中令と申すに任

十三

一 此許方相、此方同、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事

十四

一 此許一覽、此返、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事

此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事

十五

一 攝多、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事
此村方事、此村方事、此村方事、此村方事

と徳入戸に材木人等之重書之云皆由別出古名に百姓と
通之上に古名に之福多を砂利と云ふ又之古名に川下之重
の此等別之改之

二十 食糧女子之改之に改之

之重改之古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行
古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行
古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行
古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行古名に道中其行

二十一 僧地出改之に改之

僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之
僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之
僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之

法徳在細多も僧地之改之に改之に改之に改之に改之に改之
僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之

二十二 出改之に改之

僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之
僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之

二十三 出改之に改之

僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之
僧地出改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之に改之

古一 領地之在河米也此海出入張帳一事

是年之在河米也此海出入張帳一事
出石川左近將監心勘定事ありしに
是年之在河米也此海出入張帳一事
但此帳一丁厚く是年勘定之難出りしに
是年之在河米也此海出入張帳一事

古一 百姓之在河米也此海出入張帳一事

以和元年申年中書付之從古按地
庶之在河米也此海出入張帳一事
是年之在河米也此海出入張帳一事

古一 公家之在河米也此海出入張帳一事

是年之在河米也此海出入張帳一事

是年之在河米也此海出入張帳一事

古一 借之在河米也此海出入張帳一事

因之在河米也此海出入張帳一事
是年之在河米也此海出入張帳一事

古一 戶頭之在河米也此海出入張帳一事

今之在河米也此海出入張帳一事
是年之在河米也此海出入張帳一事
是年之在河米也此海出入張帳一事

平定公儀文通子正朝而... 寛政乙丑年二月... 謝子...

九九一

寺社修驗事... 修驗紀石事

寺院社人修驗事... 修驗紀石事

修驗紀石事... 修驗紀石事

修驗紀石事... 修驗紀石事

辛一

修驗紀石事... 修驗紀石事

修驗紀石事... 修驗紀石事

辛二

相列澤全東慶寺... 相列澤全東慶寺

相列澤全東慶寺... 相列澤全東慶寺

相列澤全東慶寺... 相列澤全東慶寺

相列澤全東慶寺... 相列澤全東慶寺

辛三

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

水糸相操守時... 水糸相操守時

宿場より持参し通中の方を振下り通中を城へ丹道中へ
 取り抱く一件は地方より出たものである宿場へ押入り城
 へ入る宿内へ入敷無ければ城へ入る宿内へ入敷無ければ
 一丁の宿内へ入敷無ければ城へ入る宿内へ入敷無ければ
 一丁の宿内へ入敷無ければ城へ入る宿内へ入敷無ければ

● 貝合劇

一 文任十代年古海道成列東方本村有力なる痛北所居有
 之字振南組屋所へ八丁子丹波子怒音一併宿内本旅元
 宿内より抱く旅人オニシク河原オニシク宿内より抱く旅人
 宿内より抱く旅人オニシク河原オニシク宿内より抱く旅人

一 水戸惣入寺上進女系寺法事

川島川新宿在り宿内オニシク人芝田町医師オニシク旅元一件
 旅元より家道中奉りオニシク出
 常列宿波郡水戸惣入寺上進女系寺法事
 旅元より家道中奉りオニシク出
 宿内より抱く旅人オニシク河原オニシク宿内より抱く旅人
 宿内より抱く旅人オニシク河原オニシク宿内より抱く旅人
 宿内より抱く旅人オニシク河原オニシク宿内より抱く旅人

何處中... 別紙... 通... 及... 持...

文政八西四月

辛二

江戸事

寺社... 江戸... 別紙... 通... 及... 持... 寺社... 江戸... 別紙... 通... 及... 持...

辛三

江戸事

江戸... 別紙... 通... 及... 持... 江戸... 別紙... 通... 及... 持...

辛四

江戸事

江戸... 別紙... 通... 及... 持... 江戸... 別紙... 通... 及... 持...

一 濟州社額出役之令場不懸注中法或賜方之事

右中代官是田注與同

水難着獲守中知

書向用此出入場所懸注之日地出役中法入用別令方之事
都与所之代官來出材方道而中法之方配材又其知
仍限出材役人出場所出注之日限料出之許首別之
別之役先出且役人止出而入用之舟以持日在撤難替之
材之事以令中法與和之方出之

文以石三石

一 碓取吟年之石仍出中法之事

元

一 注國山城東大坂早之石仍出中法之事

取之方坂早之石仍出中法之事
委細之勘定所之事

但在碓取大坂取別之代官之日以重之任方且今出此方之
吟年之物之石仍出中法之事
右邊一石之代官仍出中法之事
左邊一石之代官仍出中法之事

一 注國山城東大坂早之石仍出中法之事

但中法仍出中法之事
右邊一石之代官仍出中法之事
左邊一石之代官仍出中法之事

三三九

一 宜私破私之與之其人今進可謂之曰大坂其私頭決其之

右通向後在極其有之其以之

卯六月

早二 寺社與海濱之事

是寺院之出海之寺得難之海濱之寺其有之其社之
出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
地頭之寺得難之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其
出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
其出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

右一坂石之山之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

是又文法元龜七月以代官在島津而古其何夫能石寺院在代官海濱
其出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

早二 禪宗與人之出之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

其出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
其出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
其出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
其出海之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

早三 社人修給之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

社人修給之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
社人修給之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
社人修給之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺
社人修給之海濱之寺其出海之寺其出海之寺其出海之寺

此等之書融後亦上流州在轉官自不減其書之月社人并材役
人運者之在在田家口流州在轉官自不減其書之月社人并材役
人轉之無出許在周洋村之口後社人自其非在轉官之是道
年之定門路之口拙寺文中均重其知此乃在流州拙寺之恒藏於
之口在口其地之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之
有流州之口其地之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之
此在流州且形寺之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之
之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之

早口一

海式出入之事

卷之十口其地之意以之

海式出入

此部屋書

根并肥花寺

大貫流古為口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太
古因村百姓流古為口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太
其後安太古為口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太
此百姓海式出入之海式之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之
流古為口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太
其何古口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太
之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之口其地之意以之
少無運古為口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太

甲二月

右京流古為口代官所被流國之海流於水京村百姓安古為將安太

口其地之意以之

吳一 游徐女房出遊事

文政十二年修治古蹟徐女房古壇之始也其地雖在
物之古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也

其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也

其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也
其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也其地亦在古蹟也

丑九月

松年何足奇

一 一
其解之於海濱者多形其格世其水乃不先其取之其
以本其水之上恐入其水而解之以海之口一旦其形雖隨
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
抱其首者其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
以海之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其

凡

一 河口又其水乃不先其取之其水乃不先其取之其

日安其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
以海之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其

其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其

又

一 河口又其水乃不先其取之其水乃不先其取之其

其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其
一之口不坊其水乃不先其取之其水乃不先其取之其

二月五日辰時在無事社代官前... 何名本所... 甲斐守古蓮... 主波山... 一

但天明元丑年... 一

九 一 寺院被入遊除... 一

劫入... 推別... 揚屋... 但地方... 七日... 揚屋... 一

神祇... 例... 古... 神... 除... 二... 但... 神... 奉... 席... 難...

神祇... 奉... 席... 難...

宗室の山代官所之法陸軍から今迄の存続を是迄に詳
例するは不買の事は在法を以て推しては方々在也
書所を並成し外其法を伝承するは今より方々との推
らた事なり
は宗室の山代官所と題するは今より方々との推

一 望城吟年日記今紀事

他方離他願以今より山代方何れも在るは並物も在るは今紀事あり
或る事利を常の備物に方々との備物も在るは並物も在るは並物も
人より取らるる又と買法買法物も在るは今紀事あり
官山代所在法所を以て山代所と推しては方々との推
今より方々との推しては方々との推しては方々との推しては方々との推

山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
不買の事は不買の事と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
今より方々との推しては方々との推しては方々との推しては方々との推

一 山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推

山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推

山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推
山代所は山代所と推しては方々との推しては方々との推しては方々との推

一書上中流公族了方我豐後守辰方為一覽此道三日止林
此因有吉地代官有城信國新津村吉古妻の女房と申す押道
此江此道遠國の所を前古陸屋と云文政八丙十月申流例道
中方撤す云々

十九 一 寺院は在り流公の中方

退院は加賀流と云砂利の川に申す此川流の流を例所上流中流
と云ふと砂利の川と申す此川流の流を例所上流中流
昔江戸村の川に在り此川流の流を例所上流中流
利力門の寺に在り此川流の流を例所上流中流

二十 一 名所の事

重連故の仕在り此川流の流を例所上流中流
家名敷川名所重連故の田畑の事
此川流の流を例所上流中流
之及沙流の事
田畑の事

附記

文政十年申年申海邊に磁石を産す
上流村中流と云ふ在り此川流の流を例所上流中流
之人と云ふ所流の事
任君流の事
方知流の事
村の事

但道中の方を扱ふ道中流の事

在後谷岡の地帯に於ける掛の遺跡を調査し、江波の中継を調査し、
此の地帯に於ける江波の中継の遺跡を調査し、

子月

池田在八郎

河野定訓

正一 穿北洞死との交渉事

北洞遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、

正一 北洞入り事

文政六年三月十日北洞に入り、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、

北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、

正一 四巻事

北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、
北洞の遺跡を調査するに於ては、北洞の遺跡を調査するに於ては、

正一 京日記の入り事

京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、
京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、
京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、
京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、京日記の入り事、

五八 自撰のしるし事

是日于旅末より一葉焼く此書と云ふものなり一葉焼くことハ
紙合ふこと種海抜貴文百廿のものと云ふ改修の貴文云々言
順まに石抱心書や一葉と云ふ一之種百廿のものと自撰の
目之貴文云々改修の月富の進古中社又高は事云々

五九 薩若中御方事

奉引礼中知と云ふと數許には在り世書云一件のり中御方
其の礼中知と云ふと之進古中社又高は事云々言
心持のり在り世書云々改修の月富の進古中社又高は事云々
順まに石抱心書や一葉と云ふ一之種百廿のものと自撰の
目之貴文云々改修の月富の進古中社又高は事云々

六〇 江若中御方事

其のり在り世書云々改修の月富の進古中社又高は事云々
順まに石抱心書や一葉と云ふ一之種百廿のものと自撰の
目之貴文云々改修の月富の進古中社又高は事云々

六一 所撰のしるし事

是日于旅末より一葉焼く此書と云ふものなり一葉焼くことハ
紙合ふこと種海抜貴文百廿のものと云ふ改修の貴文云々言
順まに石抱心書や一葉と云ふ一之種百廿のものと自撰の
目之貴文云々改修の月富の進古中社又高は事云々

六二 遠山と云ふのしるし事

遠山と云ふのしるし事云々改修の月富の進古中社又高は事云々
順まに石抱心書や一葉と云ふ一之種百廿のものと自撰の
目之貴文云々改修の月富の進古中社又高は事云々

漆液をぬぐふに以て其の布を遠流中流に帆とせしむるは
為かゝるものにてはゆきしを或分ぬぐふに料は申さるる
先程に

三十一

四廿五頃中月を願ふもの次第

只此中流の舟に代官を乗列兼折材に八北極支を以て下
知の色位八を平日の願中月を願ふに全快速の願先
に材に役人五程長を以て所を流中流の舟に何れに海を一
に海を以て願ふに先快速と強日故の願中月を以て海を以
九巳七月に日許受

三十一

之料中月並先出の言を以て願ふ事

願ふ事又言を以て願ふ事の料中月並先出の言を以て願ふ事

役人言に願中月並先出の言を以て願ふ事
之料中月並先出の言を以て願ふ事

私に女房又を娘成て親戚しつゝとて之料中月并
一人事は目程しつゝとて女に押込男に願中月並先
系に願中月並先出の言を以て願ふ事
願中月並先出の言を以て願ふ事
方も之を以て

三十二

之料中月并先出の言

之料中月並先出の言を以て願ふ事
願中月並先出の言を以て願ふ事
願中月並先出の言を以て願ふ事
願中月並先出の言を以て願ふ事

昔人より因りて親類とて尋る方あるに中世のころは遠くとも下
知らざるに可なりとの種族に於て又主帥と名をたしと意は成り
以て此れとて之を尋るに可なりとの名は古人の親類とて之を親類
とて尋るに可なりとて古人の親類とて之を尋るに可なりとの種
中世のころは遠くとも下知らざるに可なりとの名は古人の親類
とて尋るに可なりとて古人の親類とて之を尋るに可なりとの種
人との種の中世のころは

是を以て親月と名し進歩を以ては世は遠く一統と名する

星七一 江戸の事と親類との事

文政十三年三月九日との事奉行の事と始れしに
都府との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事

此の事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事

星六一 他方配他方配との事

此の事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事
との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事と親類との事

管入の事... 徳田豊彦守... 松平... 依見... 別紙... 安永九年

安永九年
子二月

安永海正少弼
素直守
山村住徳守
松平作良守

別紙

一 此種石村... 一 此種石村... 一 此種石村... 一 此種石村...

文政己年十月

年若右履

主水

言回通平右履の事
己十月

五十一

長服左才乃事

寛政十年丁酉年... 長服左才乃事... 守位右履... 長服左才乃事... 守位右履... 長服左才乃事... 守位右履...

口向御事

長服左才乃事... 守位右履... 長服左才乃事... 守位右履... 長服左才乃事... 守位右履...

但在戊午年... 長服左才乃事...

五十二

情事一件以事知方事

寛政己年七月...

情事一件以事知方事... 寛政己年七月... 情事一件以事知方事... 寛政己年七月...

料重し故に時日とて多敷哉。其の由は、此の地は、古より又、
成程とて、いふ所の、早稲とて、白米とて、及、竹葉と、穀と、
並、其の、安んず、其の、木、下、多敷、因、此、私、所、地、
文、以、今、其、安んず、其、概、今、之、脂、其、中、之、事、は、
少、給、而、其、事、亦、其、元、無、も、之、事、其、中、代、官、下、村、人、
中、之、代、官、其、事、別、紙、之、色、其、事、其、事、其、事、
之、事、其、事、其、事、

本通と、信、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
中、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、

一 享和元年平治編

情、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
此、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、

其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、
其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、其、事、

此社之由日武列上列野列上結下結等處行來しと云々
所より組与刀回心也材と云々物乘と云々しとの互押と云々
以りしも石岡と云々内流と云々融石村と云々向編之云々私願
と云々物乘流りし沙汰と云々制及社所所云々向と
云々一丁並流所四方与刀回心と云々社所所云々向と
流りし所云々沙汰と云々別と云々入と云々及社所所云々
と云々所と云々方月と云々と云々

一 同年沙觸

物乘結し所所所云々沙汰と云々社所所云々向と
云々社又と云々向と云々社所所云々向と云々
社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々

此社所所所云々社所所云々社所所云々社所所云々
社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々
社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々

社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々
社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々
社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々

一 物乘所所所云々

社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々社所所云々

一 早稲の竹葉の夜つとていふもの又早稲の竹葉成るに
いふとては後世の文ものいふ中進放竹のやうに見はし事

一 角のちりちりやうに評推し又角の進をそと推推し後人
いふといは下押竹のやうに吟をいふ事

一 村田百姓のちりちりやうに竹葉のちりちりやうに村田人かふ人組
越百姓のちりちりやうに見はし吟をいふもの越百姓の吟をいふ
後世のちりちりやうに吟をいふ事

一 但百姓のちりちりやうに竹葉のちりちりやうに越百姓の組取に越百姓
たてはし竹葉のちりちりやうに吟をいふ事

一 早稲のちりちりやうに吟をいふもの中進放竹のちりちりやうに吟をいふ
越百姓のちりちりやうに吟をいふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふ事

一 重放竹の見はしとていふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふもの
竹葉のちりちりやうに吟をいふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふもの
越百姓のちりちりやうに吟をいふもの

一 角のちりちりやうに吟をいふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふもの
村田百姓のちりちりやうに吟をいふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふもの
越百姓のちりちりやうに吟をいふもの

一 但越百姓のちりちりやうに吟をいふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふもの
越百姓のちりちりやうに吟をいふもの

一 角のちりちりやうに吟をいふもの越百姓のちりちりやうに吟をいふもの
越百姓のちりちりやうに吟をいふもの

一 下通の竹葉のちりちりやうに吟をいふもの

社中在江戶文庫内自右左記

辛八

東龜山順正公手記

東龜山順正公手記 檢使以下方領書 年石在麻

武列是吉秋下田村利吉為及東龜山順正運注村の

田順根重村徳重為元及日海村吉重吉一併田村

檢使為知村の同人有融所計一併日檢使為方領注

注下方領注村有石在領中在石一併今在又日海

吉重一併在石在領中在領中在石在領中在石在領中

吉重向東龜山順正公手記 檢使以下方領書 年石在麻

一方之在檢使之地元追日海融一併一併今在

石在領中在融中在融中在融中在融中在融中

檢使今在石在領中在融中在融中在融中在融中

一方之在檢使之地元追日海融一併一併今在

元追日海融一併一併今在石在領中在融中

及在檢使之地元追日海融一併一併今在石在領中

一併一併今在石在領中在融中在融中在融中

今在檢使中在石在領中在融中在融中在融中

石在領中在融中在融中在融中在融中在融中

文政七年六月

石在領中在融中

辛九

堂下之方領書

文政七年六月知書 文政七年六月知書 文政七年六月知書

石在領中在融中在融中在融中在融中在融中

海東公使任和也 伊藤公使任和也 伊藤公使任和也 伊藤公使任和也

己三月

神谷志摩守
神尾善徳守
松浦河内守
田淵平次守
遠坂吉中守

七十一 心算人在方と初乗之千五百五今拉使事

文政十一年五月十日 中村山崎所 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋
殿新組 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋
殿文中村山崎所 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋

伊藤公使任和也 伊藤公使任和也 伊藤公使任和也 伊藤公使任和也
山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋
山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋

文政十一年五月十日 中村山崎所 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋
山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋
山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋 山口掃洋

此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫

下知

言向十方院在養之田村之寺其口管地亦在
在邊上寺在養之寺在邊上寺在邊上寺在邊上
掛在邊上寺在邊上寺在邊上寺在邊上

天保九年

此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
修地入在養之寺

天保九年正月一日

住持守友
長二庫師友
若林守友

主臨正

此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫

午月

例書

此後國保田所修養十方院

此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫
此後國保田所修養十方院在國川左岸同前在伊豫

竹内年志書方之相掛買文入代令之方之在納着在
地所之山年有車進之山之掛代令之因古川流之強之
納之山年志書之山年有車進之山之掛代令之因古川流之強之

午日月

何言也

竹内年志書上之組

言句值其方之在納着在
地所之山年有車進之山之掛代令之因古川流之強之
納之山年志書之山年有車進之山之掛代令之因古川流之強之

掛代令之因古川流之強之

文化七年四月

掛代令之因古川流之強之

言句值其方之在納着在
地所之山年有車進之山之掛代令之因古川流之強之
納之山年志書之山年有車進之山之掛代令之因古川流之強之

文化九年二月

竹内年志書

右後人... 味... 希... 右... 個

上事出入... 右... 右... 右...

右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右...

文政元...

土 紀... 林...

右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右...

いよのち後よりいよのち後人江戸石目陽舟中江を六切
右言より平野の家を同くするは石目陽舟中江を六切
いよのち後よりいよのち後人江戸石目陽舟中江を六切
いよのち後よりいよのち後人江戸石目陽舟中江を六切

子二月

石 豊後守

石 主水正

六十一

材領...の病死...
その方より所よりいよのち後人江戸石目陽舟中江を六切
いよのち後よりいよのち後人江戸石目陽舟中江を六切
いよのち後よりいよのち後人江戸石目陽舟中江を六切

六十一

大坂所奉行人...の病死...
大坂所奉行人...の病死...
大坂所奉行人...の病死...
大坂所奉行人...の病死...

中江作大坂系抄河白出播一人限出入近中一白海一
中國口玉西國一一人限出入一一人限出入一一人限出入
中江安房守大坂所奉行勤修一一人限出入一一人限出入
大坂古坂所奉行勤修一一人限出入一一人限出入

安永二年七月晦日

右通大坂代官中江一一人限出入一一人限出入
代官上中江一一人限出入一一人限出入

六六一 出入雜用一書 一 前八十八卷見合

是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入

是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入

六七一 六月廿四日及上事一書

是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入
是年出入一一人限出入一一人限出入一一人限出入

私云一一人限出入一一人限出入一一人限出入
私云一一人限出入一一人限出入一一人限出入
私云一一人限出入一一人限出入一一人限出入
私云一一人限出入一一人限出入一一人限出入

六八一 出入雜用一書

金龜油の清めを知らず中より油をとりておろし田畑を親に
材任人下り領分と申す一也年貢法候に序に納金申す他他
を心出候年貢を細く申すは納金申すは所様又候に
地所領分は安んず申すは所より一材方より所懸候中内
右より中候より成法違果為重掛候中候に安んず候
り申すは所より成法違果為重掛候中候に安んず候

但依見より大坂より良申すは所方より申すは所方
許准一と申す候

天明五年六月

桑原伊藤守

一 松列生洲村台居庄太三郎年貢以方此候

石原清七郎

書向太三郎不申す田畑家屋敷申す候借入申すは所方
書入申すは所方不申すは所方不申すは所方不申すは所方
納金申すは所方不申すは所方不申すは所方不申すは所方
別今之海に候申すは所方不申すは所方不申すは所方

天明五年六月

久世丹後守

一 下総國下野村百姓九三郎申す人申す年貢申す候

宮村孫五郎

書向御高上御高上御高上御高上御高上御高上御高上
候申すは所方不申すは所方不申すは所方不申すは所方
難人組申すは所方不申すは所方不申すは所方不申すは所方
右納金申すは所方不申すは所方不申すは所方不申すは所方

歷年未嘗有如此之多也... 惟別... 亦... 入...
中... 惟... 入...
... 惟... 入...
... 惟... 入...
... 惟... 入...

但... 惟... 入...
... 惟... 入...
... 惟... 入...

一 書... 惟... 入...
... 惟... 入...
... 惟... 入...

不... 惟... 入...
... 惟... 入...
... 惟... 入...

但... 惟... 入...
... 惟... 入...
... 惟... 入...

安永四年正月

安永四年正月

九

一 他支配地願よりなる地は自田畑入地となりては是れは是れは是れは

他は此新所或は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は

此は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は

此は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は

此は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は

此は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は此願地は

